

平塚市教育委員会 令和7年9月定例会

日 時：令和7年9月16日(火)14時00分から

場 所：平塚市役所本館3階302会議室

- 1 教育長報告
 - (1) 令和7年9月市議会定例会総括質問の概要について
 - (2) その他
- 2 議案第17号 平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 3 議案第18号 平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第19号 平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第20号 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 6 議案第21号 令和7年度平塚市スポーツ功労者被表彰者の決定について
- 7 議案第22号 平塚市文化財保護委員会委員の委嘱について
- 8 その他

令和7年9月市議会定例会総括質問の概要

【教育総務部長関係】

《出村 光議員（湘南フォーラム絆）》

1 安心・安全なまちづくり

（1）各指定避難所への空調設備等整備

○早急な予算立ての見解

近年の気候変動の影響による平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から、災害時に避難所となる学校体育館への空調設備の設置を推進していく必要性は認識している。引き続き、より効果的で合理的な設置方法について様々な観点から検討し、できるだけ早期の予算計上を目指していく。

2 諸課題

（1）小中学校トイレ洋式化の進捗

○今年度のトイレ洋式化対象校、今年度末の洋式化率、繰上げ整備計画を含めた全校完了時期

令和7年度のトイレ洋式化工事の対象校は、岡崎小学校、金目小学校、神田小学校、みずほ小学校と春日野中学校、旭陵中学校の6校で、今年度末のトイレ洋式化率は、約77%となる見込みである。また、トイレ洋式化については、計画期間を10年間としており、一部工事時期を繰り上げて工事を行い、計画全体としては、前倒しで進んでいるが、全校完了は令和11年度の予定である。

《はた 文昭議員（しらさぎ・無所属クラブ）》

3 高齢化および少子化の問題について

（1）学校給食費の無償化

○小中学校でそれぞれ幾らかかるのか

○無償化に対する市長の見解

食材費の価格が高騰していることもあり、今の単価で無償化をした場合、年間、小学校で約6億7千万円、中学校で約3億7千万円かかる。

学校給食の無償化は、国で検討が進められていると認識している。現段階では、財源を含めた詳細が示されていないため、引き続き、国の動向を注視していく。

《須藤 量久議員（清風クラブ）》

4 「未来の礎を築く教育のまち 平塚」

（1）小中一貫教育～磐田市視察から～

○本市の小中連携や一貫教育の取組及びその効果

幼・保・小・中連携の推進事業において、幼児教育と小学校教育及び小学校

教育と中学校教育の連携についての研究を、それぞれ1校に委託し、授業公開、研究実践の発表や研究協議を行っている。また、各学校でも、中学校区内で児童生徒の交流や小、中学校の校長が集まって情報交換を行ったり、教職員が互いの学校を訪問して授業参観したり、合同で教職員研修を行うことで、教職員の指導方法の工夫・改善がされ、児童生徒理解が進み、学びの連続性を意識した教育活動の充実につながっていると考える。

○小中連携や一貫教育の検討状況と今後の考え方、スケジュール

平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会では、学校の適正規模・適正配置を考える上での留意すべき視点や、望ましい学級数・通学距離の目安など基本的な考え方について検討を進めている。

小・中連携教育については、将来的な取組事例の一つとして挙げられているが、基本方針策定後に、具体的な検討に入る方向で議論されている。

○他自治体への視察や事例研究

○新たな学校のモデルづくり

他市の事例を研究することは重要と捉えており、先進事例の情報収集や視察など、研究を進めていく。

小中一貫教育の推進や小中一貫校の設置は、子どもたちにとって望ましい教育環境の維持・向上を図るために有効な取組の一つであると認識している。

予測困難で先行き不透明な社会情勢にも、子どもたちが柔軟に適応し、新しい時代の学びに効果的に取り組むことができる「未来の礎を築く教育のまち平塚」の実現を目指し、新たな学校のモデルを創出していく。

《小泉 春雄議員（無所属）》

5 市長に問う

（1）小・中学校給食費無償化について

○中学校給食無償化を市独自で出来ないか

○小学校給食が一部無償化で開始した場合に残る部分を市独自で無償化出来ないか

○本市では学校給食費無償化にどの程度の財源が確保できるか

中学校の給食無償化には、現時点の試算で毎年約3億7千万円もの費用が見込まれるため、市独自で実施するためには、財源の確保が大きな課題となる。

小学校の給食無償化は、現在、国で検討が進められていると認識しているが、財源を含めた詳細が未だ示されていないことから、引き続き、国の動向を注視していく。

学校給食の無償化については、財源の確保も含めて、本市の子育て支援策の全体の取組の中で、その必要性や優先度を精査して取り組むべき課題であると考えている。

【学校教育部長関係】

《石田 美雪議員（公明ひらつか）》

1 市長に問う

（１）事故防止に向けて

ア 水難事故の再発防止

○学校以外の場所で行う部活動の中止判断の目安

現地の天候状況や、活動場所でも実測した熱中症暑さ指数等を考慮し、各学校が判断している。

○事故後の生徒たちへの心のケア

事故発生当日一緒にいた生徒たちの保護者に、学校が事故の発生を伝えるとともに、お子さんの様子について聞き取りを行った。また、スクールカウンセラーによる相談体制を整えていることを保護者に伝え、何か心配なことがあれば、学校や子ども教育相談センターに連絡をしていただくようお願いをした。

その後、全校生徒の保護者に対しても同様に、スクールカウンセラーによる相談体制を整えていることを周知した。

さらに、夏季休業明けに行った全校集会では、校長先生から、「何か心配なことや聞いてほしいことがあったら、いつでも相談してほしい」ということを生徒たちに伝えた。

○水難事故や熱中症事故防止に係る国からの通知に対する教育委員会の対応

水難事故防止については、6月に発出された国からの通知を受け、各学校・園に対して、6月30日に、夏休み期間における河川等水難事故防止について通知するとともに、7月17日には、水難事故防止に係る指導の徹底について通知する等注意喚起を行った。また、熱中症事故の防止については、5月に発出された国からの通知を待たず、各学校・園に対して、4月14日に、教育活動の実施に当たっては、活動場所でも実測した暑さ指数等に基づき適切に対処するように通知した。

《はた 文昭議員（しらさぎ・無所属クラブ）》

2 平塚市非正規職員（会計年度任用職員）の現状について

○小中学校の現場で非正規職員がクラス担任になっている現状

市内の小中学校において、非正規職員のうち、臨時的任用職員は、クラス担任を担っているが、会計年度任用職員はクラス担任を担っていない。

9月1日現在で、分校を含めた全小中学校45校のクラス担任743人のうち、臨時的任用職員は99人で、約13%となっている。

≪久保田 聡議員（湘南フォーラム絆）≫

3 本市の学校現場におけるキャリア教育について

（１）これまでのキャリア教育に関する取組

○キャリア教育の重要性をどのように捉えているか

本市にとってもキャリア教育は、「未来の礎を築く教育のまち」として、社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していけるよう、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる上で重要であると認識している。

○小中学校において今まで取り組んできたキャリア教育

○各学校における、計画の作成や実施

キャリア教育は、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、その充実を図ることが求められており、各学校の教育目標の下、組織的かつ計画的に取り組んでいる。

例えば、小学校では、地域や人々の仕事を学ぶ学習の一環として、生活科でまち探検、社会科で市内巡りを実施している。

中学校では、進路選択の意識を高めるため、上級学校調べや上級学校訪問を実施したり、地域の事業所や団体の協力を得ながら、職場体験や職業講話を実施したりして、働くことの意義を学んでいる。

さらに、小中学校では、特別の教科 道徳で、社会の一員として、社会に積極的に関わろうとする意識や勤労の意義を理解し、将来の生き方について考えを深められるよう、小学校で「勤労、公共の精神」、中学校で「社会参画、公共の精神」と「勤労」を内容とした項目を扱っている。

（２）今後の展開

○地域や企業を巻き込みながらの多角的な取組と連携強化の見解

キャリア教育としての職場体験や地域学習等は、児童生徒が直接、働く人と接し、実地的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解できるという点で重要な意味を持っている。

現在も各学校が工夫し、地域や地元企業の協力を得ながら、多角的に取り組んでいるが、技術革新の進展や経済・産業の変化や構造転換などが急速に進み、新たな職が生まれる中においては、地域や企業との連携をより強化していくことが重要になってくると考える。

○市内全体で長期的かつ計画的な仕組み作りをすることへの見解

各学校では、職場体験や職業講話について、関係機関が提供する情報を活用して体験先や講師を探している学校もあれば、教職員が地域等に協力を依頼し、体験先や講師を探している学校もある。

教育委員会では、授業公開や研究協議を通して、各学校のキャリア教育の取組方法や内容について、情報共有をすることにより、各学校の指導の充実を図

っているところである。

○専門的に活動する民間事業者や団体への外部委託への見解

現在、教育委員会では、専門的に活動する民間事業者や団体への外部委託は行っていないが、平塚商工会議所が実施している職業講話、職場見学、職場体験の選択式事業である「平塚ジョブステーション」や湘南ベルマーレが提供しているデジタル教材「地域のお仕事ガイドブック」等の活用を案内している。

今後も、学校や地域の実状に合わせ、効果的かつ効率的にキャリア教育が行われるよう情報を収集していく。

《江口 ともこ議員（しらさぎ・無所属クラブ）》

4 子どもたちの部活動等における熱中症対策

○本市の小学生、中学生の熱中症が発生した場所・熱中症による救急搬送件数

消防救急課がまとめた「熱中症による市内小中学生の搬送状況」によると、8月24日現在、発生場所は、学校が3件、住宅が3件、屋外公衆出入り場所が4件、屋内公衆出入り場所が4件となっており、救急搬送件数は計14件となっている。

○クラブ活動や部活動中の熱中症リスクへの対応

○学校敷地外で活動する場合の熱中症対策

各学校では、特に体育、スポーツ活動を行うクラブ活動や部活動において、活動場所や活動時間ごとに暑さ指数を計測し、熱中症予防運動指針に従い、暑さ指数が31℃以上の時は、運動を中止するなどの対応をしている。また、暑さ指数が31℃に満たない場合でも、児童生徒の個人差や体が暑さに慣れていないことなどを考慮して健康観察を行い、積極的に休息を取ったり、水分補給を行ったり、激しい運動は控えたりするなど適切に措置を講じている。

学校敷地外で活動する場合も、現地の天候状況や、活動場所で実測した暑さ指数等を考慮し、学校敷地内と同様の対応をしている。また、大会等の実施の可否は、主催者が判断する。

《府川 正明議員（湘南フォーラム絆）》

5 通学路等の安全

○危険なブロック塀は市内全体で何箇所あるのか

事故発生後、教育委員会が学校周辺を調査し、危険性があると考えられるブロック塀等を把握した。

その後、把握したブロック塀等について関係課と精査した結果、学校周辺にある159のブロック塀等が危険であると判断するに至った。

この結果を受け、関係課と連携して、ブロック塀等の所有者に対する訪問等を行い、安全点検や改善を呼び掛けてきた。

その結果、現在危険性があるとされるブロック塀等は、84箇所となっている。

○今後の対応について

○補助金等の活用について

教育委員会では、関係課とブロック塀等の所有者に対する訪問等を行い、安全点検の実施を依頼し、ブロック塀等を撤去する際に補助金が活用できることを説明してきた。

引き続き、関係課と連携しながら、啓発活動が続けていく。

○住宅地・学校内の樹木の点検について

学校内の樹木は、全ての小中学校、幼稚園において、令和5年度に職員による一斉点検を行い、令和6年度には専門業者による点検を実施しており、継続的に樹木の状態把握に努めている。

通学路に面した住宅地にある樹木についても、各学校からの情報提供をもとに関係各課と協議し、必要に応じて、所有者に注意喚起を行う等、改善に向けた取組を進めている。

《高山 和義議員（日本共産党平塚市議会議員団）》

6 排外主義などの差別に対する市の対応は

○あらゆる差別を許さない教育を進めるために、学校現場で、子どもたちに差別に立ち向かうことをどのように教えていくのか

各学校では、児童生徒が「具体的な態度や行動に現れる」人権感覚を身につけるために、道徳科や各教科等での人権教育に関する授業の実践、児童生徒指導等、学校生活のあらゆる場面を通じて、人権教育の推進に取り組んでいる。

さらに、外国につながるのある児童生徒が、安心して学校生活を送るためには、外国人に対する偏見や差別意識を払拭し、ともに生きる社会を実現することが重要である。多文化共生社会実現のためにも、引き続き、国籍、文化、民族等の違いによる差別や偏見をなくす教育をすることはもちろん、母語が日本語ではない等の児童生徒への支援体制を整備していく。

《小泉 春雄議員（無所属）》

7 子どもたちを如何に守るか

○盗撮事件を受けて教育長の認識と所見

○本市では過去にこうした事案はないのか

児童生徒を守り、導いていく立場である教職員が、このような盗撮を行うことは、児童生徒の心を傷つけ、生涯に渡って重大な影響を与えるだけでなく、教職員や学校教育全体の信用を失うことになり、断じて許されるものではない。

教職員一人一人が、教育公務員であるという自覚を持ち、不祥事を絶対に起

こさないという強い決意を持つことが必要である。

これからも、学校と教育委員会が連携し、不祥事の根絶に取り組み、信頼される学校を目指していく。また、本市では、今回のような事案は発生していない。

○本市での検証と防止対策

今回の事案を受けて、文部科学省の7月1日通知「児童生徒性暴力等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」に基づき、教育委員会では各学校に、児童生徒の相談や指導は複数で行い密室を避けること、盗撮防止のため教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検と教室等の整理を行うこと等を依頼した。また、私物の端末で児童生徒を撮影しないこと、学校のカメラで撮影したものであっても、許可なく学校外に持ち出さないこと等の周知、徹底を図った。

さらに、教育委員会が作成した資料を基に、わいせつ事案を始めとする不祥事防止研修を実施し、教職員一人一人が自らの職責を自覚し、教育公務員としてふさわしい行動をとることの徹底を図った。

各学校では、学校生活アンケートや一人一人に配備したタブレット端末を活用し、児童生徒が安心して相談できる体制を整えている。

引き続き、不祥事防止に努めていく。

（以下、水難事故についての質問）

○学校管理下の事故か

○第三者を入れた事故の検証等について

現在、教育委員会と学校で、事故の発生要因や再発防止策について、調査分析を行っている段階なので、大変申し訳ないが、回答を差し控えさせていただく。

○部活動における事故防止について

教育委員会としては、事故発生の翌日に開催した臨時校長会の場において、全ての教育活動を実施するに当たっては、児童生徒の安全安心が最優先であることを再確認した。また、平塚市立中学校に係る部活動の方針では、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこととされていることから、8月18日に、改めて、このことについて各中学校に通知し、部活動における適切な運営の徹底に努めるよう周知した。

【社会教育部長関係】

≪佐藤 由美子議員（無所属）≫

1 中央公民館休館後の対応について

○中央公民館の機能を持った施設を作る計画はあるか

○中規模ホールをいつぐらいを目途に計画しているか

中央公民館の休館に当たり、まずはこれからの時代に求められるホール機能のあり方について、現在庁内で検討を進めているところである。また、中央公民館の代替施設として、既存施設を活用する中で、社会情勢や市民ニーズ等を踏まえ、場所や手法、財政負担等を整理しながら引き続き検討していく必要があると考えている。

議案第 17 号

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉 野 雅 裕

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

平塚市教育委員会事務決裁規程（平成２７年教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

教育会館			○教育会館の管理運営
------	--	--	------------

」

を

「

教育会館			○教育会館の管理運営
文化公園会館			○文化公園会館の管理及び運営（勤労者関係団体及び青少年関係団体に係る運営に関する事務を除く。）

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和７年１０月１日から施行する。

平塚市教育委員会事務決裁規程の一部改正に伴う新旧対照表

—— 改正部分

現 行		改 正 案				改正要旨
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)				文化公園会館の 管理及び運営に関 する事 務 につい て、一部を除き教 育委員会に委任さ れ、利用の申込み 等を開始すること に伴い、別表を整 備する。
主管課	決裁区分	教育長	主管部長	主管課長		
	決裁事項	省略				
教育研 究所	省略				○教育会館の管理運 営	
	教育会館					
	文化公園会館			○文化公園会館の管 理及び運営(勤労 者関係団体及び青 少年関係団体に係 る運営に関する事 務を除く。)		
		省略				

議案第 18 号

平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉 野 雅 裕

平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則（平成１９年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次の１号を加える。

（１３） 文化公園会館の管理及び運営に関すること（勤労者関係団体及び青少年関係団体に係る運営に関する事務を除く。）。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

改正部分		
現 行	改 正 案	改正要旨
(組織及び事務分掌) 第2条 省略 2 研究所において取り扱う事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) 省略 3 省略	(組織及び事務分掌) 第2条 省略 2 研究所において取り扱う事務は、次のとおりとする。 (1)～(12) 省略 (13) <u>文化公園会館の管理及び運営に関すること(勤労者関係団体及び青少年関係団体に係る運営に関する事務を除く。)</u>。 3 省略	文化公園会館の管理及び運営に関する事務について、一部を除き教育委員会に委任され、利用の申込み等を開始することに伴い、規定を整備する。

議案第 19 号

平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する
規則について

平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則
について、別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉 野 雅 裕

平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則（案）

平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（昭和 59 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表旭小学校の項中「根板間（河内川左岸で東海道新幹線以南の根坂間を除く。） 出縄 595 番地、596 番地及び 600 番地、河内川以南の河内 八幡神社土屋線以北、南原河内線以南の徳延（徳延 11 号線以北の徳延を除く。）」を「根板間 出縄 595 番地、596 番地及び 600 番地 河内一丁目 徳延二丁目」に改め、同表松延小学校の項中「河内川左岸で東海道新幹線以南の根坂間 河内川以北の河内 南原河内線以北及び徳延 11 号線以北の徳延 纏」を「河内二丁目 徳延三丁目 纏一丁目 纏二丁目 纏三丁目 纏四丁目」に改め、同表山下小学校の項中「八幡神社土屋線以南の徳延」を「徳延一丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 14 日から施行する。

平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

— 改正部分

現 行		改 正 案		改正要旨
別表(第2条関係) (小学校)		別表(第2条関係) (小学校)		徳延地区、纏地区及び河内地区の全部並びに公所地区、根坂間地区及び万田地区の一部における住居表示の実施に伴い、別表を整備する。
学校名	通学区域	学校名	通学区域	
省略		省略		
旭小学校	公所 日向岡一丁目 日向岡二丁目 根坂間(河内川左岸で東海道新幹線以南の根坂間を除く。) 出縄595番地、596番地及び600番地、河内川以南の河内 八幡神社土屋線以北、南原河内線以南の徳延(徳延11号線以北の徳延を除く。)	旭小学校	公所 日向岡一丁目 日向岡二丁目 根坂間 出縄595番地、596番地及び600番地 河内一丁目 徳延二丁目	
省略		省略		
松延小学校	河内川左岸で東海道新幹線以南の根坂間 河内川以北の河内 南原河内線以北及び徳延11号線以北の徳延 纏	松延小学校	河内二丁目 徳延三丁目 纏一丁目 纏二丁目 纏三丁目 纏四丁目	
省略		省略		
山下小学校	万田三丁目4番街区の一部 高根 高根一丁目 高根二丁目 高根三丁目1番街区から12番街区まで、14番街区の一部、15番街区の一部及び16番街区の一部 山下一丁目 山下二丁目 山下三丁目 八幡神社土屋線以南の徳延	山下小学校	万田三丁目4番街区の一部 高根 高根一丁目 高根二丁目 高根三丁目1番街区から12番街区まで、14番街区の一部、15番街区の一部及び16番街区の一部 山下一丁目 山下二丁目 山下三丁目 徳延一丁目	
省略		省略		

現 行	改 正 案	改 正 要 旨
(中学校) 省略	(中学校) 省略	

議案第 20 号

平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則について

平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉 野 雅 裕

平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則（案）

平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則
（昭和４０年教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第９号中「体育施設等」を「体育施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
(使用料の減免) 第12条 条例第16条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。 (1)～(8) 省略 (9) 本市が他の市町と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者が、その協定に定める<u>体育施設等</u>を利用するとき。 5割減額 2 省略	(使用料の減免) 第12条 条例第16条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。 (1)～(8) 省略 (9) 本市が他の市町と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者が、その協定に定める<u>体育施設</u>を利用するとき。 5割減額 2 省略	使用料の減額に関する規定を整備する。

議案第 21 号

令和 7 年度平塚市スポーツ功労者被表彰者の決定について

平塚市スポーツ功労者表彰要綱に基づき、別紙の者を令和 7 年度平塚市スポーツ功労者の被表彰者として決定する。

令和 7 年 9 月 16 日提出

平塚市教育委員会

教育長 吉 野 雅 裕

令和7年度平塚市スポーツ功労者

No.	氏名	項目	功績	推薦者
1	カタクラ ヒサシ 片倉 久	1	昭和45年から現在まで55年間、平塚市において空手道の指導を続け、平塚市空手道連盟の理事も55年間務め、連盟の円滑な運営に寄与している。 現在までに(社)日本空手協会の有段者200名以上を輩出し、全国大会や世界大会にも選手を継続的に送り出してきた。 指導者や審判員を多数育成し、平塚市や神奈川県大会開催時には審判員に加え、多くの大会スタッフを送り込み、片倉氏自身は審判コート長を長年務め、円滑な大会運営に長年貢献してきた。 平塚市空手道連盟主催の審判講習会では、常に稽古場を講習会会場として提供し、試合形式の審判講習のために優秀な選手を貸し出し、審判技術を向上させるための環境を整え続けてきた。 以上、空手道競技の普及発展に寄与してきた功績は顕著である。	平塚市スポーツ協会 会長 中田 勉
2	ニシダ トシヤ 西田 俊哉	1	1、1983年ゴルフに魅了され24歳から始め、30歳を迎える年に平塚市ゴルフ協会に入会された。 2、神奈川県大会(神奈川アマチュアゴルフ選手権)では、予選に始まり準決勝へ進み決勝へは10数回進む実力者である。また、2016年の神奈川シニア決勝では準優勝の成績。 3、所属クラブではクラブチャンピオン2回(2016年、2017年)、シニアチャンピオン2回(2019年、2021年)、またKGA関東倶楽部対抗では所属クラブをまとめ上げ、ここ10年においては5回の決勝会場へと導いた。今現在も現役である。 4、以前は、神奈川県総合体育大会ゴルフ競技の部として選手であった。2000年会場の相模原ゴルフクラブ、2008年会場の仙石ゴルフ場では一般の部個人メダリストに輝いた。いずれもアンダーパーの成績であった。 5、平塚市ゴルフ協会は、2001年に理事就任。2010年競技委員長となり、年5回ある研修会(技術向上の為)を実施し、市町村対抗等の推薦選手を選出している。 6、毎年8月に行われている湘南地区ゴルフ大会(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、寒川町、大磯町、二宮町)では、2024年より競技委員長を務めている。本年も予定され計画通り進んでいる。この競技委員長の大役は協会にとっても初めてのことである。 7、現在は、若手会員数の増員活動、ジュニアゴルファーの育成等に励み、また協会内での様々な企画運営資料作成にも尽力している。	平塚市スポーツ協会 会長 中田 勉
3	ヤマワキ カンゴン 山脇 克義	1	平成6年に松が丘地区体育振興会(以下 松が丘体振)に入会。 “松が丘地区住民の振興と普及を図り、健康で明るい地域社会づくりを目指す”をモットーに松が丘地区の体育振興活動をしている。 平成16年度より事務局長、平成28年度より副会長、平成30年度より会長の職を歴任、自治会及び地域諸団体と連携し、地域の発展に寄与している。 「市民体育レクリエーション地区大会」(通称:地区レク)において、体育レクリエーション活動を通して、地域住民相互の親善と交流を深めるため、体育振興会会長として率先して教育委員会と連携を図り、開催に尽力している。 そのほか、地区の行事・イベント(公民館まつりなど)にも積極的に参加し、また、スポーツ行事を開催(ポッチャ・囲碁ボール・グラウンドゴルフなど)するなど、地域住民の親睦を図り、スポーツによる健康向上に努めている。	平塚市体育振興連絡協議会 会長 板東 誠二
4	ニワツキノ ヨシユキ 庭月野 義行	1	平成20年4月1日、南原地区体育振興会より推薦され、平塚市スポーツ推進委員協議会に委嘱される。 当協議会では、年間を通じて市内外の様々なスポーツ行事やイベント等の開催に尽力し、現在に至る。 平成30年4月より本部役員に就任し、研修副部長、研修部長を歴任し、当協議会の中心的な役割を担い協議会の発展に貢献している。 南原地区体育振興会に於いては、平成18年4月1日から活動を始め、地域の体育振興の発展に寄与している。	平塚市スポーツ推進委員協議会 会長 傳田 實
5	グドウ タカマサ 工藤 孝政	1	・1995年より、勝原小学校区を中心とする少年・少女のサッカー指導を始める。 ・2000年より、平塚市サッカー協会に所属する各チームから選抜された優秀な選手で構成された「平塚市トレーニングセンター」の指導者として、小学校年代の選手の育成に関わる。 ・平塚市トレーニングセンターから、さらに神奈川県、関東、ナショナルトレーニングセンターへの派遣実績多数あり。 ・勝原SC卒業生の中からは県内、県外のサッカー強豪高校・大学への進学、Jリーグ下部組織への入団(湘南ベルマーレ36名 横浜Fマリノス3名)等、数多くの優秀な選手が育っている。 ・2022年より、平塚市4種(小学生)の運営部会長として、平塚市サッカー協会における公式大会の企画・運営全般の指揮をとる。 ・湘南ベルマーレ、町田ゼルビア、川崎フロンターレ、等で活動したJリーガーを輩出している。 ・2024年度より平塚市4種委員長となり、長期的視野に立った選手育成を心掛け、日本サッカーの発展に寄与していく人物である。 以上のことを踏まえ、スポーツクラブ連合として推薦する	平塚市スポーツクラブ連合会 会長 高橋 篤
6	アジサイ 紫陽花クラブ	1	・設立以来27年間金田地区を中心にフォークダンスの普及に貢献する。 ・平成26年以後毎年平塚フォークダンス協会主催の初心者教室に実施場所の提供及び講習の協力及び初心者教室修了者の継続希望者を積極的に受け入れし普及に貢献 ・平塚市民スポーツフェスティバルの体験教室に毎回協力 ・崇善地区の「なでしこフォークダンスクラブ」設立(令和5年4月)に際し、設立準備期間での基本ステップ勉強会等に協力	平塚レクリエーション連盟 会長 河野 太郎

平塚市スポーツ功労者表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域または職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本市体育及びスポーツの振興に顕著な成果をあげた体育及びスポーツ関係者並びに社会体育及びスポーツ団体を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人または団体に対して、これを行うものとする。

- (1) 地域または職域において10年以上、体育又はスポーツ、レクリエーションの普及奨励に努め、その功績が顕著であるもの。
- (2) 競技選手として実践生活が常に他の模範となるもの。
- (3) 体育又はスポーツの発展のための価値ある研究をなしたもの。
- (4) 前各号に定めるもののほか、表彰に値すると認められる業績、または行為があったもの。

(表彰候補者の推薦)

第3条 平塚市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は平塚市スポーツ功労者表彰候補者（以下「表彰候補者」という。）の推薦を各種体育及びスポーツ関係団体に依頼することができる。

- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、表彰候補者の推薦をすることができる。

(選考委員会)

第4条 教育長は、円滑な選考を図るため、選考委員会を設置することができる。

- 2 選考委員会の委員は、教育長、学識経験者6人（別表）により構成するものとする。
- 3 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 選考委員会においては、厳正なる審査を行い表彰候補者を決定するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 この要綱による被表彰者は、選考委員会の推薦を受けて教育委員会が決定する。

(表彰の方法)

第6条 この要綱による表彰は、表彰状及び予算の範囲内において記念品を授与するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和62年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年8月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

学識経験者6人	平塚市スポーツ推進審議会	1人
	平塚市スポーツ協会	1人
	平塚市体育振興連絡協議会	1人
	平塚市スポーツ推進委員協議会	1人
	平塚レクリエーション連盟	1人
	平塚市スポーツクラブ連合	1人

議案第 22 号

平塚市文化財保護委員会委員の委嘱について

平塚市文化財保護委員会委員について、別紙のとおり委嘱するものとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

平塚市教育委員会
教育長 吉 野 雅 裕